

平成 24 年度第 4 回児童福祉専門分科会会議録

- 1、開催日時 平成 24 年 5 月 20 日（日）9:15～12:05
- 2、開催場所 青森市役所第 1 庁舎 3 階 福利厚生室
- 3、出席委員 宮崎秀一会長、佐藤秀樹委員、石岡まつ委員、原朗委員、西村恵美子委員、沼田徹委員、鳴海明敏臨時委員、鷲岳覚臨時委員、小笠原梓臨時委員、高橋多恵子臨時委員
- 4、欠席委員 松浦健悦委員、石橋修臨時委員
- 5、事務局出席者 健康福祉部長 福井正樹、健康福祉部次長 今村貴宏、子どもしあわせ課課長 館山新、子どもしあわせ課主事 渡邊幸子
- 6、会議内容
 - 1、開会
 - 2、健康福祉部長あいさつ
 - 3、案件
 - (1) (仮称) 子どもの権利条例骨子案の検討
 - 4、その他
 - 5、閉会

案件（1） （仮称）子どもの権利条例骨子案の検討

◆事務局より資料 1～資料 8 について説明

○事務局

資料 1 については、「(仮称) 子どもの権利条例骨子案」ということで、前回の分科会までにご議論いただき、決まったこと、決まっていないことについて、大体の部分を要約して作ったものになる。まず 1 ページ目は、条例の名称について、骨子案の段階では、「(仮称) 子どもの権利条例」として進めていく。条例全体の表記については、中学校 2、3 年生が読んで分かるようなトーンで書いていきたいということで、解説書の作成については、全体の逐条解説を作成し、小学校低学年用の子どもバージョンを作成するというので、前回までに整理されている。

次のページで、まず、前文については、盛るべき内容については箇条書きにしていきたいということで、これについては、今までの話の中で、「子どもと育ち合う」、「あたりまえのこと」、「子ども宣言文の制定」、「青森の歴史・自然環境・文化」という青森らしさやローカリティーを内容の中に入れていきたいということで、前回までに話し合われている。

次に、第 1 章総則については、目的・定義・責務となっているが、この言葉については、子どもたちが分かりやすいような言葉にするということで、委員より提案があったため、今後、そのように整理して参りたいと考えている。

第 2 章の「子どもの権利の普及」については、第 3 章と第 4 章の組みなおしに含めるということで、その際には、「大人による子どもの権利保障」と、「子どもにやさしいまちづくりの推進」という形で整理していったらどうかという話し合いがされている。

そして、第 3 章と第 4 章が、本日の話し合いの主たる部分になるかと思うが、まず、第 3 章と第 4 章がくどい書き方になっていて、同じことを繰り返さずに、もっとダイレクトにできないかという意見、次に、他市では、最初に「子どもの大切な権利」、次にそれをどう具体化する

かということで、「大人による権利の保障」、その次に「子どもにやさしいまちづくりの推進」の章立てとしているが、これらの構成のほう分かりやすいのではないかという意見、また、第4章の7と8を第3章に入れ、第4章の残り1～6を「大人による子どもの権利保障」と「子どもにやさしいまちづくりの推進」の2つに分けてはいかがかという意見、それから、大人の役割だけでなく、子どもの責務についても子どもに分かるように盛り込んではいかがかという意見が出されている。

次のページでは、第5章「子どもの権利の侵害からの救済」、第6章「施策の推進」、第7章「子どもの権利の保障の検証」という形で進んでいたが、第6章、第7章については、どうやって進め、どうやって確かめるのかというプロセスとして1つの章立てとするのがいいのではないか、そのほうが全体的にやわらかいイメージになるのでは、という意見が寄せられている。

5月12日現在での、皆様からいただいた意見を総括した章立て全体のイメージが、第1章が「総則」、第2章が「子どもにとって大切な権利」、第3章が「大人の責務の役割」、第4章が「子どもにやさしいまちづくり」、第5章が「権利救済の仕組み」、第6章が「推進と検証」というように整理されたということで、事務局で把握している。

続いて、資料2については、前回の会議終了後、起草委員の方々とお話をさせていただき、起草委員なりに、資料1で説明したような内容で、再度練り直しをしていただくということになり、それをまとめていただいたものが資料2となっている。

続いて、資料3と資料4については、本日、別の会場で、子ども委員会議を開催しているが、その前段で、子ども委員の方々に、今現在の子どもの権利条例の骨子というものがどのようになっているのかということで、こちらの資料を使い、事務局より説明をしている。後段の部分では、この骨子案を見たうえで、子どもたちがどのような意見を持っているのかということをもとめていただき、6月9日の合同会議の際に発表していただいて、分科会の委員の皆様と意見交換していただくということを考えている。6月9日については、前回と同様に、前半部分を大人と子ども別々に話し合っていていただき、一定程度の答えを固めていただいたうえで、後半部分で子どもたちと意見交換していただくということを考えている。なお、資料3については、子どもたちにより分かりやすいようにということで、事務局のほうで作らせていただいたが、どこまで崩して分かりやすい書き方にしたらよいかということで、私どものほうでも悩んだが、一応このような形でまとめさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思う。

続いて、資料5について、子どもの権利条例意向聴き取り調査を、今現在も続けているが、最新の実施状況についてまとめたものを資料としてお配りしている。

資料6については、聴き取り調査をした結果、実施した団体の方々から様々な意見が寄せられ、それら意見が、今の条例骨子案のどの部分に当てはまるのかということを、事務局で整理したものになる。子どもたちから寄せられた意見と、各団体から寄せられた意見については、ほぼ今の骨子案で網羅されているような形になっているが、いただいた意見が、骨子案にそのまま当てはまるものや、施策の中で反映していかなければならないようなものなど、様々な意見があるので、後ほど目を通していただいて、事務局の整理に対して何かご意見があれば、お寄せいただきたいと思う。

資料7については、条例を作っていくにあたり、様々な疑問が出ているが、その疑問について、先に条例を作った各都市においては、どのような解決方法を取っているかということ調査し、まとめたものになる。なお、全部で18市に、17日締め切りで照会をしたが、質問の量が膨大なこともあり、回答が全部返ってきていないので、本日の資料は、これまで回答をいただいた部分についてまとめたものとなっている。未回答となっているもので、後日回答が寄せられたものについては、後日、皆様のほうにまとめたものをお渡ししたいと考えている。

資料8については、前回皆様のほうから、札幌市と川西市の条例、規則等がどうなっている

のかというご意見が寄せられたので、参考のためにこちらで用意させていただいた資料となる。

意見主な意見は以下のとおり

【資料1】「(仮称) 子どもの権利条例骨子案 (5/12 まで整理)」、【資料2】「(仮称) 子どもの権利条例骨子案の起草委員修正案」に基づき議論

◆前回までの議論内容及び起草委員修正案についての説明

- 前文について、前回までの議論で、子どもと育ち合う、子どもの権利はあたりまえのことであるということ、子ども宣言文制定の経緯について、それから、青森市の歴史・自然環境・文化、青森らしさなどのローカリティーについての話があった。子どもと大人が育ち合うということが、ひとつのコンセプトとして委員の方から出されているが、その基本線に沿って進めていくということで、この部分については、本文が固まったうえで最終的に詰めるということにしたい。
- 第1章総則には、目的、定義、責務があるが、責務については、後段の「子どもにやさしいまちづくり」のところで、具体的な責務がいろいろ出てくるので、この部分はいらなくなるということで、総則については、目的と定義の2つになる。
- 前は、第2章で「子どもの権利の普及」というものを考えていたが、この2章を独立させずに、3章と4章の組み直しに含め、第2章が「子どもにとって大切な権利」ということになる。ここは、権利のカタログにあたる部分になるが、最初に、子どもの基本的権利、その後の2、3、4、5の部分が、子どもの権利の4本柱の部分になる。資料2の中の、第3章「大人による子どもの権利の保障」、第4章「子どもにやさしいまちづくりの推進」という部分と、第2章「子どもにとって大切な権利」とを全体として見て、漏れがなければ良いということになる。
- 3章は、「大人による子どもの権利の保障」ということで、共通の責務というのが最初にあり、次に大人の立場ごとに、保護者の責務、育ち学ぶ施設の責務、地域住民などの責務というように分かれている。4章は、「子どもにやさしいまちづくりの推進」だが、ここの第1条「権利の周知と学習支援」と、第5条「子ども委員会」、第6条「推進計画」の3つの部分は、私が担当した章の「子どもの権利保障の推進と検証」の部分にも同じものを置いてしまっているので、この部分をどこに載せるかというのが問題になってくる。
- 第5章は、前回までは、委員の調査に協力しなければいけないということが抽象的な形で書かれている、「委員への協力」という部分だけだったが、これだけでは不十分ではないかという議論があり、資料2下線部分の③-2に、調査権限について明記した。これをどこに入れ込むかということで、「委員の仕事」の中に調査権限について入れ込んである。③-2(1)が市の機関に対する調査権限、(2)が市の機関以外の、民間や他市に対する調査権限になっている。(1)と(2)の違いは、(1)については、全く無条件に調査することができるとしているが、(2)については、「子どもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において」調査することができる条件を付すような形になっている。
次のページに、最後に条文を2つ追加した。まず、「調査員及び相談員」ということで、当初の案では、調査員及び相談員についての規定は無かったが、やはり、組織として、委員だけでは十分に救済の効果が上げられないのではないかとということで、調査員と相談員を置くという

ことにした。⑨-2の部分では、札幌市の場合は市長の委嘱という言葉を使っているが、中学校2、3年生に分かる程度ということであれば、委嘱という言葉は難しいのではないかとということで、「選びます」という言葉にした。最後の「規則への委任」というのは、調査員、相談員を置くということであるし、事務局のあり方についても前回議論になったので、そういうことを意識して、必要な部分を規則で定めるということにした。

- 第6章には、初めに、「子どもの権利の普及」ということで、前回までの第2章にあたる普及の部分を持ってきている。それから、推進ということ、そのための具体的な組織として、とりあえずここでは「子どもの権利委員会」という名称にしてみた。前回、計画する部門と検証する部門を別にしたほうがいいのかという議論もあったが、他市の例を見ると、計画と検証を一体に行っているところが結構あったので、一体に行うことを基本にしつつ、更に、これを児童福祉専門分科会の中に位置付け、子どもの権利に関わるものについては、分科会の一部として、小委員会的な形をとるということにした。4では「子ども自身による権利の推進」ということで、この中に、子ども委員会に当たる部分があるが、これは、先ほど説明した第4章の中にも出てくるということ、どこに置いたら良いかということがある。

◆条例全体及び章立てについて

- 条例ではなく、規則の中に入れていけるものについては入れていくなどして、整理しながらやっていけば、非常に分かりやすいものになるのではないかと。例えば、この専門分科会についても、後で機構や名称が変わったときでも、条文に直接付することなく、規則などで調整することができるようになったほうが良いのではないかと。
- 起草委員も、自分の担当した章しか見ていないので、前後の章で言葉の使い方が統一されていないということがある。前文や総則で、やわらかい言い方をしているので、それが全ての章にリンクして全体を読み進められるようにしたほうが良いのではないかと。
- 起草委員の方々には、札幌市の条例等を参考にしながら、このように章の組み換えをしていたらと思うが、この場で「どうでしょうか」と言われても、札幌市の条文が全部頭の中に入っているわけではないので、どこがどのように変わったのかということがよく分からない。できれば事務局のほうで、札幌市の条文と対応させて、どこがどうなったのかということを整理していただければ漏れが無いと思う。例えば、札幌市の条例にあるこの条文はこういう考え方で削除しましたとか、その辺が分かるように整理していただいたほうが良いと思う。
- 第2章の「子どもにとっての基本的な権利」について、ひとつひとつの権利の項目が、権利条約の第何条に該当しているとか、日本国憲法の第何条に該当しているというような整理を、どこかの段階でしておく、後で説明をするときに、「条約ではこういう書き方になっていて、日本国憲法ではこうなっているものを、青森市の条例案においてはこのような表現にしました」という説明ができるので、そのような整理をしておいたほうが分かりやすいのではないかと。
- 起草委員会のほうから、それぞれの修正案が出されたが、今日以降で、皆さんが一堂に会して、起草委員会の中で整理されたものを提示していただきたい。
- 4章が、「子どもにやさしいまちづくりの推進」となっているが、このタイトルで章を立てていくとすれば、子どもにやさしいまちづくりの中に、権利救済の仕組みも入っているのではな

いか。4章で言っている中身は、子育て支援や、虐待等の取り組みだったりということで、言い換えれば行政の責務ということになると思うが、次の章の権利救済の仕組みの中にも、市が設置しますとか、市長が委員を選びますとか、市の役割のようなものが入ってくるので、前の章に続いて、またここでも市の責務について、同じようなことを言っているという感じがする。

- 子どもにやさしいまちづくりというのは、市だけを当てにしているわけではなく、事業者の責務などもある。やさしいまちづくりは、市だけの責務ではないということのようだ。
- その考えで言うと、4章の中に3章を吸収するということは可能であるので、4章に3章を包み込む形にするということにしたいと思う。
- 3章と4章を一緒にするということで言うと、大人の責務という形で子どもにやさしいまちづくりを進めていくのだということを、新たな3章の中で言って、具体的にどういうシステムでやっていくのかということについては、後のほうに書くということにしてもいいと思うので、「権利の周知と学習支援」、「子ども委員会」、「推進計画」の部分については、「子どもの権利保障の推進と検証」の中に持ってくるということにしたい。
- 章立てをもう1度整理してみると、第1章が総則、第2章が子どもの権利、第3章が子どもにやさしいまちづくりということで、その中に大人の責務と役割が入るということになる。第4章が権利救済の仕組み、第5章が推進と検証ということになり、全体で5章立てになる。

◆第2章（子どもの権利）について

- 第2章3の④に、「自分が思ったこと、感じたことを、他者の権利や名誉を侵害しない限りにおいて、自由に表現すること」とあるが、「表現する」ということで考えれば、「5、意見を表明し参加する権利」のほうに入るのではないか。3の④に書いてある「他者の権利や名誉を侵害しない限りにおいて」という部分が非常に大事だと思うのだが、この表現を是非、5の最初のほうに入れていただき、「他者の権利や名誉を侵害しない限り、意見を表明し参加する権利があります」というようにしてはどうだろうか。
- 「自由に表現をする権利」というのと、「自分に関わることについて意見を表明することができる権利」というのは、それぞれ別の権利として考えるべきものなのだとすることであれば、我々委員が、その2つの権利については別ものなのだとすることをきちんと認識したうえで、どこに位置付けるのがいいのかということを考えていくと、「自分の意見を表明する」ということは、当然、他人の権利と衝突することがあるので、そこについては、「他人の権利を侵害しない限り」という限定は付かないのではないかなと思う。
- 3の④を5に移すというのは、そうしたほうがいいかもしれない。自由に表現していいよということで、「自分らしく生きる権利」に入れたが、これを意見表明と捉えると、5の「意見を表明し参加する権利」のほうに入っても違和感は無いと思うので、5に移動するほうがいいかなと思うが、これをどこに入れるかという話になるが、入れるとすれば、②と③の間になるだろうか。今ある③以下の番号が、1つずつ繰り下がり、⑧までということになる。
- 5の⑦に、「仲間やサークルをつくって主体的に集い活動すること」とあるが、言葉が足りないような気がする。この部分は、5の①以下にあることを達成するために、これらのことに関

しての仲間やサークルをつくって活動するというような解釈になってこないか。

- 5の⑦の文面だけを見ると、5の「意見を表明し参加する権利」というよりは、4の「豊かで健やかに育つ権利」のほうが合っているのではないかと思える。
- 私は、3の「自分らしく生きる権利」に属するのではないかと思う。意見表明のところに入ってしまうと、自分の意見を表すために仲間を集めるということになりそうだが、そういう意味ではないし、自分らしく生きるという自己実現の中で、自分はこういう仲間の中に入りたいとか、自分はこういう人たちと一緒にいたいとか、そういう意味での仲間やサークルと言ったほうが、より健全なのではないか。
- 5の表題に、「意見を表明し」という文言が加わったために、意見を表明するためにサークルをつくるというふうに見られてしまうが、それはちょっと違うということになる。
- ユニセフの抄訳を見ると、15条は「結社・集会の自由」ということで、「子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくったり、参加することができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません」となっているので、これをどう扱うかということがとても重要だと思う。
- 憲法などは、大人を対象に書いているので、良い意図で作られたグループかどうかというのは、大人であれば判断できるでしょうということで、いちいち言葉では書き込んでいないが、発達途上にある子どもについては、あなたたちが良いと思ったものが何でも良いというわけではではないよということを書いておくのは、いいことだと思う。
- 「子どもの生命や福祉に反しない限り」とか、「正しい目的で」というような考え方は、必ずどの部分にもくっついてくるものであるから、そういう考えが全体に波及するように、これから述べていくことは、全てそういう目的のために使われますということが、一番初めに述べられていれば、いちいち条文にただし書きを付けなくてもいいのではないか。従って、1の部分は、全体の考えの下敷きであるということ意識して書かなければならないと思う。今の書き方だと、以下の2、3、4、5の部分が1から独立してあるような感じを受ける。
- 他人の権利を侵害してはいけないということが、当てはまる項目と当てはまらない項目がある。従って、制約のようなものを付ける場合は、それぞれの各論部分で、そのことについて改めてただし書きを付けていくというほうがいいのではないか。
- この条例がどういう視点で、何のためにあるのかということについては、1章の総則の目的の部分で論じるが、基本理念という規定が無い。総則以下の部分で、もっときっちりと理念というものを定めて、それについて書き込むと、非常に分かりやすくなるのだと思う。
それから、今回の修正案では、第2条の条文の中にいろいろと言葉を付け加えていただいたが、言葉が多くなればなるほど、大事な部分が散漫になるようなところもあり、表現はあえてシンプルにして、その意味については考えてもらうとか、あるいは、注釈で明記するという方法もあると思う。
- 「成長と発達」という言葉が、2章の初めに出てくるが、意味的には「発達」というのは、

一生涯のことを言い、「成長」というのは、途中で止まってしまう伸びの部分の意味であるので、「発達」という言葉に統一したほうがいいのではないか。

- そのあたりの使い分けをどうするのかということについても、引き続きチェックして考えていく必要がある。この2章の部分については、もう1度整理して次回皆さんにお示しすることにしたと思う。

◆第3章（子どもにやさしいまちづくり）について

- 3章、4章を合体し、3章とするということで、4章だった「子どもにやさしいまちづくりの推進」を第3章に持ってきて、その中に3章だった「大人による子どもの権利の保障」を含めるということだが、新3章の中で、「子どもにやさしいまちづくりの推進」という全体の概念が見えづらいので、新3章の初めに、「子どもにやさしいまちづくりの推進」の概念を入れる必要があると思う。
- 合体する3章と4章あわせて7つの条文になるが、条文の順番をどうするかということで、「共通の責務」の中に、「子どもにやさしいまちづくりの推進」という理念をもう一度含める形にして、新3章の冒頭とするということにしたほうがいだろうか。そして、保護者の責務、育ち学ぶ施設の責務、地域住民などの責務があって、次に、行政の側からの保護者への支援、育ちの支援、虐待等の取組という順番でいいか。
- 札幌市の取り組みでおもしろい資料が2つあり、事務局にお願いして、その資料を今日皆さんに配布していただいた。1つが、『「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく平成22年度取組状況報告書』というもので、具体的な事業の取組状況が書いてあるものになる。条例ができると、恐らく、青森市のほうでもこういう形で関連した事業をやっていくことになると思うし、市が取り組む事業の具体的なイメージがとても分かりやすかったので、皆さんと共有したいと思い、配布していただいた。もう1つの資料が、『「子どもの権利」に関する指導について』ということで、札幌市の市教委で作っている、学校の先生方向けの研修資料なのだが、札幌市では、先生方向けの研修で使うレジュメを作り、共通の資料を使って研修を行っているということで、ここまで腰を据えて、市長部局だけでなく教育委員会も一緒になって取り組んでいるのだということがとてもよく分かっていいなと思った。教育の専門性ということで、なるほどと思ったことが、札幌の研修資料の29ページのところで強調していることなのだが、「丁寧に説明をして」という言葉がある。先生が、専門性を後ろ盾にして、「黙って聞け」ということではないということのようだ。子どもの発達段階を踏まえて、丁寧に説明するという姿勢を先生方に求めているというのは、素晴らしいと思った。こういう姿勢になっていくということが、この条例を作る意味なのかなということで、皆さんにも是非これを見ていただきたいと思って資料を配布していただいた。
- 前回の子ども委員との合同開催の場面でも、子どもなので、青森のテレビの番組が少ないというような意見も当然出てくるのだけれど、それは、きちんと説明をされれば分かるのだということを、フォローして言ってくれた学生サポーターがいたと思う。説明をすれば、子どもも理解するし、納得できるということである。
- 3章について整理してみると、新たな3章は、子どもにやさしいまちづくりの推進ということで、3章と4章を合体していくということと、冒頭で、子どもにやさしいまちづくりを推進

するということを、もう1度示したほうがいいのではないかという話が出た。そのうえで、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、行政といったそれぞれの立場からの、子どもにやさしいまちづくりの推進が責務であるということを盛り込んでいくということで、そのように組み換えをするということになる。

- 先ほど、基本理念の話があったが、この条例というものが、子どもの権利を保障して、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とするのだということを、筑紫野市では目的の中に、「子どもが自分も他人も大切にし、いきいきと過ごすことができるまちの実現を目的とする」と書いてある。このように、権利保障とまちづくりというのを、セットのものとして捉えて、それを目的にきちんと謳ったほうが分かりやすいという気がする。ですから、本市でも、目的のところをもう少し分かりやすく、権利保障とまちづくりは一体になっているんだということが最初から分かるように書いたほうがいいのではないかと思う。

◆第4章（権利救済の仕組み）について （修正案のとおり了承）

◆第5章（推進と検証）について

- 5章の2の「子どもの権利委員会」について、この委員会の置き方についてだが、子どもの権利に関してのみ特化した委員会と、この児童専門分科会との関係をどうしたらよいかということがある。この児童福祉専門分科会は、社会福祉法に基づいて置かなければならない組織であるが、それと別に置くのか、それとも分科会の中に置くのかということで、これについては法令上のことも関わってくることであるので、事務局のほうから何かご意見があれば参考までにお伺いしたい。

○事務局

健康福祉審議会は、中核市に必置になっており、その組織上の分科会については、条例の中には書かれておらず、審議会が法律的な審議をするために設置するという事になっている。中には、分科会の中に部会を設置している分科会もあり、その辺は、ある程度自由にはできるかと思う。名称については、正式な名称ではなく、いわゆる通称を付けることはできると思うが、正式名称としてどういう名称が考えられるかということについては、次回までに確認させていただきたいと思う。

考え方としては、子どもの権利のための委員会と、児童福祉専門分科会とを、どのように関わり合いを持たせるかということになると思うが、児童福祉専門分科会そのものに、常に様々な審議事項がぶら下がっているわけではなく、例えば計画を作るとか、その年度ごとに何か審議事項があれば審議をするということになることから、その中で、1つのやるべきこととして、子どもの権利に関することをやるというのは可能である。

ただ、子どもの権利だけの委員会と、法令上設置が義務付けられている健康福祉審議会の中の児童福祉専門分科会というものが、両方存在するという事になると、分科会から権利の部分だけを完全に移行させるというやり方になると思うので、その辺の考え方をどうするかということになるが、今の案にあるように、7月頃に検証をして、それに関する審議をするという考え方なのであれば、児童福祉専門分科会の中でもできるのではないかと考えている。

- 24年度の第1回の会議の際に、市長さんに来ていただいて、この条例を作るに当たっての思いなどを聞かせていただいたが、静かな市長さんなので、あの話し方の中からは、1千万、

1億をかけても、市全体の予算の中からのそれだけの規模の予算を確保してまでも、絶対にこの条例を作って、こういう事業をやっていくという気概を、私はあまり感じなかった。私は青森市民で、税金を払っているので、納税者の側からすると、無駄遣いはして欲しくない。そういう意味では、この条例の効果を検証する検証委員会を持つべきだ、持ちたい、それを持つためにはどの位の人数があればいいのではないかという理想は語れるが、私とすれば、この児童福祉専門分科会で検証することができるということであれば、そのようにしていただき、あえて検証委員のための報償費などの予算をそこにかけなくても、節約できるものは節約していただきたいと考える。最低でも救済のための仕組みを青森市に置いて運営するとすれば、どれぐらいの予算がかかるかは分からないが、ここは市長さんにがんばっていただいて、何とかして予算を確保していただきたいと思うので、節約できるところは節約するということで、既存の組織を検証のために使えるというのであれば、それでいいという妥協案も用意しておいたほうがいいと思う。

- 例えば日進市では、子ども施策推進委員会というものを置いているが、「推進委員会の組織及び運営に必要な事項は、規則で定めます」ということになっていて、条例の中にあまり書き込みすぎていない。最終的な細かい部分については、規則で定めるということにしているのではないかと思う。そして、この条例の中では、まずは救済部分をなんとか実現させていくという手法でいいのではないだろうか。
- 条例の作り方としては、これでいいのだと思うが、単なる努力目標に終わってしまうことが無いようにということでは、どういう体制にして実効性を高めるかということを中心にしておかないと、意味が無いのではないかと思う。その部分をどう担保するのかというところまで、きちんと話しておく必要があると思う。

◆終わりに

- 次回は、子ども委員との合同の開催ということになるので、それまでに今日出たものを、起草委員のそれぞれの分担の中でもう1度整理をして、次回までに間に合うようにお渡しできれば理想的である。次回までに、起草委員で集まって整理をするということで、そのような形で何とか作りたいと思う。

○事務局

今回の児童福祉専門分科会は、6月9日の9時15分から、しあわせプラザで開催したいと思う。本日、様々な議論をしていただいたが、今の段階でどの部分まで進んでいるのかということについて、皆さんの中で共有されていない部分があるかと思うので、事務局と、起草委員の方々とでやり取りをさせていただき、可能であれば、起草委員の皆さんでお集まりいただいて、一定程度作ったものを、できうれば、皆さんのほうに一旦お送りし、意見をいただいて、それを集約したものを6月9日に再度皆さんに話し合ってもらい、後半部分では子ども委員から意見をもらうというような形で進めて参りたいと考えている。

本日の子ども委員会では、5月12日までに皆さんで話し合っていた内容の骨子案をベースに、意見を出していただくということにしているので、6月9日に子どもたちから出てくる意見というのは、あくまでも、今日以前の段階の骨子案をベースにした意見ということになるが、内容的には、今日以降進んだものとそれ程変わらないものとして認識しているので、子どもたちから出た意見に対しては、大人の立場として返していけるものと考えている。いずれにしても、6月9日までには、一定程度できたものを皆様のほうに一旦お送りし、話を

進めていきたいと考えているので、よろしくお願いしたい。